宮城県感染症診査協議会及び結核診査部会について

資料１

１　目的及び根拠

　　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第２４条の規定に基づき設置し、感染症患者に対する入院勧告、就業制限及び結核医療の公費負担等に関し、必要な事項を審議する。

２　委員の構成等

　＜感染症診査協議会＞

　　⑴委員　６人以内で組織

　　⑵構成

　　　①感染症指定医療機関の医師

　　　②感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者（感染症指定医療機関の医師を除く）

③法律に関し学識経験を有する者

　　　④医療及び法律以外の学識経験を有する者

　　　※その過半数は、医師のうちから任命しなければならない。

　　⑶任期　２年（令和７年４月１日から令和９年３月３１日）

　＜結核診査部会＞

　　⑴委員　６人以内で組織

　　⑵構成

　　　①感染症指定医療機関の医師

　　　②感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者（感染症指定医療機関の医師を除く）

③法律に関し学識経験を有する者

　　　④医療及び法律以外の学識経験を有する者

　　　※その過半数は、医師のうちから任命しなければならない。

　　⑶任期　２年（令和７年４月１日から令和９年３月３１日）

３　職務内容等

⑴就業制限の通知、入院勧告、入院期間の延長、結核患者の医療に必要な費用負担に関し、必要な事項を審議する。

⑵緊急を要する就業制限の通知をした場合及び勧告による７２時間以内の応急的な入院をさせた場合の報告に関し意見を述べる。

⑶結核の診査件数が多いことから、結核診査部会を設置し、結核に係る事項を審議する。

４　会議の運営

　　⑴開催回数

　　　感染症診査協議会：不定期（一類感染症の患者及び二類感染症又は三類感染症又は新型インフルエンザ

等感染症の患者又は無症状病原体保有者の発生により審議を必要とした場

合に開催）

　　　結核診査部会：おおむね年２４回開催

　　⑵会議の開催

　　　会議は、医師である委員のうちから２人以上、かつ、法律に関し学識経験を有する者である委員、並びに医療及び法律以外の学識経験を有する者である委員のうちから１人以上が出席しなければ開くことができない。

５　委員の報酬

　　出席１回につき１１，９００円（旅費は別に支給）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 宮城県感染症診査協議会委員名簿 | （敬称略） |
| 　 | 委員区分 | 氏名 | 所属・職名 | 職種 |
| 1 | 感染症指定医療機関の医師 | 　 | 東北大学災害科学国際研究所災害医学研究部門災害感染症学分野　教授 | 医師 |
| 2 | 感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者 | 　 | 東北大学病院総合地域医療教育支援部部長東北大学大学院医学系研究科総合医療学分野　教授 | 医師 |
| 3 | 感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者 | 　 | 国立感染症研究所感染症疫学センターサーベイランス総括研究官 | 医師 |
| 4 | 感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者 | 　 | 独立行政法人国立病院機構仙台医療センター　感染対策室長 | 医師 |
| 5 | 法律に関し学識経験を有する者 | 　 | 石田憲司法律事務所　所長 | 弁護士 |
| 6 | 医療及び法律以外の学識経験を有する者 | 　 | 特定非営利活動法人　　みやぎ感染予防教育推進ネットワークきれいな手　理事長 | 看護師 |
|  | 任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで |